地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年5月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第38号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)に対応する 同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)が存在する場合に は当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動 後号細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)を加える。

改 正 後 改 正 前

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条 第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと する。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの(イ<u>及びウ</u>に掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)

ア (略)

- <u>イ</u> 六日町・小出病院事業清算事務所の所長、 次長、庶務課長、経営第1課長、経営第2課 長及び医事企画員
- ウ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、地域連携・相談支援センター長、 緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部 長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検 査部長、病理部長、がん予防総合センター長、 診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨 床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリ テーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、 看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰 部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、 副救命救急センター長、地域連携センター長、 地域連携室長、包括医療支援センター長、循 環器病センター長、参事及び副参事

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条 第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと する。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)

ア (略)

イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、地域連携・相談支援センター長、 緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部 長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検 査部長、病理部長、がん予防総合センター長、 診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨 床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリ テーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、 看護部長、看護部長心得、看護副部長、看護 師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命 救急センター長、副救命救急センター長、地 域連携センター長、地域連携室長、包括医療 支援センター長、循環器病センター長、参事 及び副参事

附則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。